

平成 27 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課）

制 度 名	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置						
税 目	所得税、法人税、登録免許税、消費税						
要 望 の 内 容	<p>割賦販売法（以下「割販法」という。）に基づく許可事業者である冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）の会員の権利保護を強化すべく、経営危機に至った互助会及び当該互助会を救済する（会員との契約に係る前受金及び役務提供の義務を引き継ぐこと）互助会に対して資金支援を行い、ひいては救済される互助会の会員保護を図ることを目的として、新設を検討している互助会加入者保護機構（仮称）（以下「機構」という。）について、非課税法人等とする措置を講ずる（法人税法別表第 2、所得税法別表第 1、消費税法別表第 3）。</p> <p>また、機構が上記業務を行うための基金を拡充するために、互助会事業者が負担する負担金の損金算入を認める措置を講ずる（租税特別措置法施行令第 39 条の 2 第 2 項）。</p> <p>当該機構または機構が設立する受皿会社が会員の権利を保護するに際して、互助会が有する不動産（いわゆる葬儀会館等）や互助会が割販法上保全義務を課されている供託金を取得することが想定されるところ、これらの取得にかかる登録免許税の非課税措置を講ずる。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲2, 232 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ － 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲2, 232 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	▲2, 232 百万円						
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）						
（改正増減収額）	（ － 百万円）						

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>互助会とは、割販法に定める前払式特定取引に該当する、冠婚葬祭に係る役務等を提供する事業者であり、法に基づく許可事業者。加入者から60～120回程度に分けて、毎月3000円～5000円程度の前受金の支払いを受け、冠婚葬祭が必要になった際に、儀式に必要な役務物品の一部を提供（いわゆる「施行」）する。</p> <p>前述のとおり、役務の提供を受ける前に加入者から金銭の支払いを受けるため、割賦販売法において、支払いを受けた金銭の50%を保全する義務（法務局への現金等の供託又は指定受託機関（互助会保証株式会社及び銀行等）による供託委託契約による）が課されている。しかし、保全が50%にとどまることや保険や預金と異なり金銭を返還するより冠婚葬祭の施行を提供する方が加入者の意向に沿う場合もあることから、互助会からの負担金により基金を造成し、互助会の経営悪化時に加入者の権利保護を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、会員契約の増加に伴う前受金残高の伸び率が頭打ちとなる中で、過去の過大な冠婚葬祭施設等への投資負担から、財務面で経営に行き詰まる互助会が生じることが懸念される。</p> <p>従来、互助会が経営不振となった場合には、近隣の互助会が加入者と関係する負債を引き受け、加入者の権利を保護してきたが、（破綻に至った場合、法が義務付ける保全割合である前受金残高の50%を超える分に関する会員の権利が保護できないケースが多い）業界全体としての伸びが見込みにくくなる中、引受けによる権利保護は今後、限界を迎えるおそれが強い。</p> <p>こうした厳しい状況のなか、機構を割販法上に位置づけ、同機構による加入者保護の強化を図る。具体的には、①互助会に対し、同機構に加入し負担金を納付することを義務付け、②機構は負担金をもとに基金を造成、互助会が破綻した場合において、加入者の権利を保護（他社への契約移転、施行を希望する加入者へ役務物品の提供（機構を通じた他社への取次）及び返金を希望する加入者への返金）する。</p>		
今回の要望に関	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 保安・安全 6-3 商取引安全</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>上記に同じ</p>

連 す る 事 項		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	互助会加入者保護機構（仮称） 互助会
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在、年間数件程度の破綻・引受対応が行われており、今後、更に増加するおそれがある。当該機構の設立により、互助会破綻時においても他の事業者により同等の役務等を提供することが可能となり、加入者の保護が図られる。また、加入者は既に支払った金額について保護を受けられることから、安心して契約を継続することが可能となり、結果的に契約の解除に伴う資金流出による経営破綻を防止することにつながる。（加入者も所期の役務を受けられる。）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人住民税（法人税割、利子割）、事業税、不動産取得税
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、互助会加入者の権利保護のみを事業内容とする機構について、権利保護に係る事業に関する非課税措置等を講ずるものであり、必要最小限なものとなっている。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規要望